

## 衛星データ解析技術研究会規約

### (名 称)

第1条 この研究会は、衛星データ解析技術研究会（以下「研究会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 研究会は、衛星データ解析技術、衛星リモートセンシング技術及び周辺技術に関する最新情報の収集や要素技術の開拓により、衛星データを用いた衛星リモートセンシング関連産業創出を促進することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 研究会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 衛星リモートセンシング関連の新事業創出に向けた研究会活動方針に関すること
- (2) 企業における衛星データ解析技術、衛星リモートセンシング技術及び周辺技術の獲得に対する支援に関すること
- (3) 企業の衛星リモートセンシング関連の新事業に参入促進支援に関すること

### (構 成)

第4条 会員は、研究会の目的に賛同した県内企業、大学等研究機関及び関係団体とする。ただし、研究会の活動を円滑に実施するため、必要に応じて県外企業を会員とすることができるものとする。

### (会 長)

第5条 研究会には会長を置く。会長には、山口県産業技術センター理事長職にある者をもって充てる。

### (事務局)

第6条 研究会の事務局は、山口県産業技術センター企業支援部産学公連携室内に置く。運営に係る事務については山口県産業技術センターが実施する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (附 則)

この規約は、平成29年3月13日から施行する。